

長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料（法第5条第1項から第5項）

区分		金額	
建物の用途	戸数の合計	ア 確認証等※を添付して申請した場合	イ ア以外の場合
一戸建ての住宅	—	1棟につき 7,900円	1棟につき 49,600円
共同住宅等	5戸以内のもの	1棟につき 15,000円	1棟につき 117,000円
	5戸を超え10戸以内のもの	1棟につき 24,300円	1棟につき 187,300円
	10戸を超え25戸以内のもの	1棟につき 40,700円	1棟につき 370,100円
	25戸を超え50戸以内のもの	1棟につき 67,100円	1棟につき 663,100円
	50戸を超え100戸以内のもの	1棟につき 113,000円	1棟につき 1,140,000円
	100戸を超え200戸以内のもの	1棟につき 183,900円	1棟につき 2,109,000円
	200戸を超え300戸以内のもの	1棟につき 232,200円	1棟につき 3,013,000円
	300戸を超えるもの	1棟につき 254,800円	1棟につき 3,692,000円

※確認書等とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、認定を求める長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の基準に適合すると確認して、同法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面をいう。

長期優良住宅建築計画の変更認定等申請手数料

認定を受けた計画内容を変更する変更認定申請（法第8条第1項）

認定の申請の1/2の額

譲受人を決定した場合の変更認定申請（法第9条）

1戸につき2,200円

地位の承継に関する承認の申請（法第10条）

1戸につき2,200円